

令和 7 年度 奈良県におけるドローンを活用した日用品等配送に係る実証実験 業務委託仕様書

1. 適用

本仕様書は、奈良県（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に委託して実施する「令和 7 年度 奈良県におけるドローンを活用した日用品等配送に係る実証実験業務委託」について必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の目的

次世代技術を利用したサービスのモデル化による県内産業の振興を図るため、地域と連携したドローンを使用した日用品等の配送に関する実証実験を実施するとともに、地域主体でのドローン活用モデルの検討等を行う。

3. 実証実験対象地域

奈良県山添村

同村内において、物流地域課題の解決を目的としたドローンの飛行実証実験を実施する。
なお、現時点で想定している実証実験の実施候補エリアは以下のとおり。

【候補】

- ・ ドローン離陸候補地点：奈良県山辺郡山添村岩屋 地内
- ・ ドローン着陸候補地点：奈良県山辺郡山添村広瀬 地内
- ・ 離着陸地点間の概算距離：約 5km
- ・ 日用品等を取り扱う店舗：市民生活協同組合ならコープ
(ネット注文の可否：可)

4. 委託上限金額

8,789,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5. 委託期間

自 契約締結後

至 令和 8 年 3 月 24 日（火）

6. 業務内容

(1) 飛行ルート等の提案

- ・ 実証実験の対象地域における実施可能な飛行ルート等（ドローン離着陸地点、飛行経路等）について、「3. 実証実験対象地域」に示した離着陸拠点の候補を参考に具体的に提案すること。なお、できるだけ多くの住民に参加してもらうため、離着陸

地点については、上記候補以外にも複数提案することも可とする。ただし、法令や技術、その他実現可能性等の問題で、当該候補地における実施が困難な場合には、山添村内の別のエリアで実施可能な飛行ルートを提案すること。

- ・ 飛行形態は、目視外補助無し飛行（レベル3）以上で提案すること。
- ・ 電波状況に応じたルートを整理すること。なおLTE電波のみならず衛星電波等代替案も検討すること。
- ・ ルート決定に当たっては、県、山添村及び関係団体と協議・調整を行うこと。

(2) 飛行実証実験体制構築

- ・ 日用品等のドローン配送を実施できるよう、機体、運航、無線通信、物流、地域の店舗など、自社単独では有しない能力を有する他の事業者等と連携すること。
- ・ 地域住民、店舗等と連携した実証実験を想定しているので、県、山添村と協力して実施体制を整えること。
- ・ 体制構築に当たり必要となる連携先（店舗、地域住民、協力会社等）との役割分担や実施体制を具体的に示し、連携構築に向けた調整を行うこと。
- ・ 体制構築にあたっては、将来、県内の地域主体が中心となり社会実装ができるよう、可能な限り県内の企業や団体との連携のあり方を検討すること。
- ・ 実証実験に使用する機体は、30Kg以上の荷物を運搬可能な機体とし、さらに中山間地域での利用に適したものを使用すること。
- ・ 実証実験で生じた損害（第三者への損害を含む）については、事業者において負担すること。

(3) 飛行計画の策定

- ・ 飛行計画を策定し、航空法や電波法等、実証実験の実施に必要な法令に基づく手続を遺漏無く行うこと。
- ・ 法令手続の他、円滑に実証実験を行うため、地元行政機関等との調整を行うこと。

(4) 住民説明

- ・ 飛行実証実験の実施を行うため、飛行ルートの上空を通過する土地の所有者や地域住民及び店舗など、実証実験に関係する各主体に対し、県及び山添村とともに実証実験実施に必要な説明を行うこと。
- ・ 説明内容には、実験に参加する地域住民や店舗の役割についての説明を含むほか、可能な限り多くの地域住民に実験に参加してもらうため、実験への理解醸成に効果的な方法にて実施すること。

(5) 飛行実証実験の実施

- ・ 地域と連携したドローンによる日用品等配送の実証実験を実施すること。実証実験の実施にあたっては、①地域住民による店舗等への日用品等の注文、②注文を受けた日用品等を、ドローンにより出発地点から地域拠点（公民館・集会所など）まで配送、③地域住民が地域拠点において注文した日用品等の受け取りを行うことを想

定しているため、県、山添村と協力して、実施体制の検討、関係者との調整をおこなうこと。なお、店舗からドローン離陸地点までの日用品等の配送については、店舗が行う。

- ・ 日用品等を配送する実証実験を一ヶ月以上行うこと。
- ・ 日用品等の注文については、事業者が介在せず住民と店舗が直接やり取りすることを前提として、店舗側が用意しているネットやFAX、電話等による注文システムを利用するなど、適切な注文体制を提案すること。
- ・ 注文があった日用品等を週 1～2 日程度に集約し、ドローンにより配送すること。
- ・ 配送品目の積載量を明らかにすること。
- ・ 実証実験は公開実施を予定しているため、実験期間中の店舗や地域住民、報道機関等からの質疑等には必要に応じ対応すること。

(6) 事業モデルの構築及び課題の整理

- ・ (5) の実験結果等を踏まえ、地域住民と連携した市町村が主体となった持続可能性のあるドローンによる日用品等配送の事業モデルを検討するとともに、モデルの実装化に向けた課題を整理し、解決策を提案すること。
- ・ 事業モデルの検討にあたっては、日用品等配送だけでなく、その他の活用方法も併用した形での実装可能性も検討すること。
- ・ 持続可能性をもった事業モデルの構築にあたっては
 - 市町村、地域住民、民間事業者などを巻き込んだ運営体制や役割分担について検討すること
 - 各主体の参画を得て、事業を継続的に実施していく条件等について、収益面、負担・コスト面も踏まえてシミュレーションし、具体的に提案すること

(7) 県開催のドローン勉強会において、事業モデル等の報告

- ・ (6) の結果等を踏まえ、県が市町村等を対象に開催するドローン勉強会に出席し、事業モデルの報告等を行う。
- ・ ドローン勉強会用の資料を作成すること。
- ・ 開催時期については、2 月もしくは3 月とし、開催は1 回とする。
- ・ スケジュール及び内容については、県と調整すること。

7. 成果物の提出

上記 5 (1) ～ (6) の業務委託内容の成果物として、下記をデータ形式で提出すること。

- ・ 報告書概要版 (A3 ベース、2 枚程度、カラー)
- ・ 報告書一式 (A4 ベース、カラー)
- ・ 関連データ
- ・ 「5 (6) 事業モデルの構築及び課題の整理」で作成した事業モデル、課題及び解決

策、事業採算性評価等を取りまとめた対外公表用資料
※報告書に関しては、実証実験の飛行記録（飛行中の機体の高度、速度、電波感度等）
を含めること。
※県の要請に応じて、必要な資料についても随時提示すること。

8. 主な事業スケジュール（予定）

時期	内容
2025 年 10 月下旬～11 月下旬	飛行実証実験の実施
2026 年 1 月下旬まで	事業モデルの構築及び課題の整理・成果物の提出
2026 年 2 月もしくは 3 月	県開催ドローン勉強会において、事業モデル等の報告

※スケジュール詳細については、県と調整すること

9. 再委託に関する事項

(1) 再委託等の禁止

- 1 受託事業者は、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受託事業者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ書面により県の承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合において、受託事業者は第三者の行為について県に対して全ての責任を負うものとする。

(2) 受託事業者は、本事業の一部を再委託することができるが、その場合は、事前に再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、県の了解を得なければならない。

(3) 再委託先において、本業務仕様書に定める事項に関する業務違反、義務を怠った場合には、受託事業者が一切の責任を負うとともに、県は当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

(4) 再委託先における情報セキュリティ要件は以下のとおりとする。

- (ア) 県から提供する情報の目的外利用を禁止すること。
- (イ) 受託事業者は再委託先における情報セキュリティ対策の実施内容を管理し、県に報告すること。
- (ウ) 受託事業者は、再委託先の資本会計・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績に関して、県から求めがあった場合には、情報提供を行うこと。
- (エ) 受託事業者は、委託した業務の終了時に、再委託先において取り扱われた

情報が確実に返却、又は抹消されたことを確認すること。

(オ) 上記ア～エについて再委託先が、さらに再委託を行う場合も同様とする。

- (5) 本業務を複数業者が連携（再委託を含む）して実施する場合には、参画する各業者の役割分担等を明示すること。

10. 業務上の留意事項

(1) 基本事項

- ①業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。
- ②甲と十分な連携をとって事業を実施すること。
- ③業務の遂行に必要な経費は契約金額に含まれるものとし、甲は契約金額以外の費用を負担しないものとする。
- ④本業務において、本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、双方協議の上、甲の指示に従うものとする。
- ⑤成果品のレイアウト、体裁等については甲と協議すること。

(2) 成果品の使用等

- ①成果品の著作権は甲に帰属するものとし、甲が独自に加工、コピーし、ホームページの作成、製本及び印刷等を行い、公表できるものとする。乙は甲の承認を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。
- ②乙は、第三者の著作物を使用する場合、甲が成果品をいかに使用しても、第三者からの権利の主張がない状態で納品すること。

(3) 成果品に瑕疵のある場合の訂正

納品後の成果品に瑕疵があった場合は、甲の指示により速やかに訂正すること。委託期間終了後も同様とする。訂正にかかる必要な費用は、乙の負担とする。

(4) 守秘義務

乙は、甲から提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報をもとに作成された資料を含む。）及び業務上知り得た秘密を、業務委託期間中はもとより、業務が完了した後においても、他に漏洩してはならない。

(5) 資料の貸与

乙は、業務の実施に必要な資料の借用を申し入れることができる。この場合、乙は甲に借用書を提出しなければならない。甲が貸与した資料は、甲の許可なく他に公表・貸与してはならない。業務の完了後、ただちに乙は貸与された資料を返還しなければならない。

(6) 提案内容の実現可能性

実現可能な企画提案書を提出すること。実施にあたって、不確定要素や県、関係機関等の協力要件がある場合は、具体的かつ明確にその内容を示すこと。

(7) 業務の誠実な遂行

受託者は、上記 5 の本業務の仕様に関する事項に掲げる業務を誠実に遂行するものとし、本業務の準備、執行に当たっては、随時、県と協議すること。

(8) 仕様書の変更

契約に当たっては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて仕様書を変更することがある。

(9) 公契約条例に関する遵守事項について

本業務を受注しようとする者は、別記 1「公契約条例に関する遵守事項」に記載する遵守事項を理解した上で受注すること。

(10) 情報セキュリティに関する遵守事項について

本業務の実施にあたっては、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。
特に、別記 2「情報セキュリティに係る特記事項」について留意すること。

(11) 個人情報の取り扱いについて

受託者は、本業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。また、本業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。特に、別記 3「個人情報取扱特記事項」について留意すること。

以上

別記 1：公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

別記 2：情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること。

記

(認定・認証制度の適用)

第 1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること。

(情報へのアクセス範囲等)

第 2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること（どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること）。

(再委託先の情報セキュリティ)

第 3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること（再委託先が ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること）を書面にて明示すること。

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第 4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと。

(電子メール利用時の遵守事項)

第 5 インターネットメール送信時には、送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。また、外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること。

(郵便等利用時の遵守事項)

第 6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること。

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第 7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること。

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと。

(情報の持ち出し管理)

第 8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること。

(契約満了時のデータ消去)

第 9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること。

(準拠法・裁判管轄)

第 10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること。

(契約満了時のアカウント削除)

第 11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること。

別記 3：個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第 1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第 2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（収集の制限）

第 3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第 4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第 5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（従事者の監督）

第 6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第 7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第 8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（資料等の返還等）

第 9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第 10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第 11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第 12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注 「甲」は「奈良県知事」を、「乙」は「受託者」をいう。